平成２９年（フ）第６０５号
札幌市厚別区厚別西１条４丁目５番２号
コーポαＮｏ１―105
破産者　光延眞紀子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６号
宮城県名取市美田園８丁目17番地の16　206号
破産者　遠藤けい子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
茨城県水戸市見川５丁目127番地　県営桜川アパート３棟303号、前住所茨城県水戸市見川３丁目536番地の８　県営見川アパート１棟201号
破産者　西山　　剛
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１４９号
千葉県松戸市栄町西５丁目1349番地の６
破産者　梶原　雄二
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
埼玉県所沢市小手指台11番地の３　シャルマンクレルＡ、開始決定時の住所埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目3118番地の18
破産者　中山　信男
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１４号
埼玉県所沢市けやき台１丁目15番地の７　日新けやき台マンション402
破産者　豊崎　雄治
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１７号
埼玉県所沢市北中３丁目19番地の７
破産者　岩田　徹也
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４７号
埼玉県川越市大字鯨井新田84番地２　（アムールｇｅｒｍｅｒ106号室）、前住所埼玉県川越市吉田新町３丁目13番地２　（セントヒルズ201号室）
破産者　黒澤　愛苗
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９０５号
横浜市金沢区富岡東５丁目９番１号　大富ハイツ201号
破産者　坪川　真一
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６９号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン３棟301号
破産者　田中　秀明
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８４号
東京都荒川区町屋１―９―18、住民票上の住所神奈川県秦野市今泉720番地の１
破産者　石田　盛人
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５２９号
神奈川県平塚市城所250―１　セオハイツ101号室　藤井省三方、破産手続開始決定時の住所福島県福島市飯野町字三本木55―４
破産者　大埜　幸弥
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３０号
神奈川県小田原市南町２丁目２番47号　コーポ南町103
破産者　石田　博英
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３８号
神奈川県小田原市酒匂２丁目26番19―１号
破産者　矢作　友和
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７４２号
神奈川県小田原市栢山3092番地の１
破産者　清水　正昭
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３８号
神奈川県足柄上郡大井町金子348―１　マンションカメリア302号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄上郡大井町金子1568番地７
破産者　大山　哲央
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３９号
神奈川県足柄上郡大井町金子348―１　マンションカメリア302号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄上郡大井町金子1568番地７
破産者　大山　麻美
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１０号
東京都町田市森野２丁目27番８―503号
破産者　椎名　道雄
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部